

# 農業委員会からのお知らせ

## 農地の「利用状況調査」が終了しました

耕作されていない農地（遊休農地）や、違反転用された農地等の把握と発生防止のために、農地法の規定に基づいて農業委員会が行っていた今年度の「利用状況調査」は、9月末に終了いたしました。

本調査に対してご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

本年の調査で、新たに遊休農地と思われた土地の所有者の方々に、今後の利用についての意向を確認するため、ご連絡をさせていただく予定となっております。

農地の有効活用に向けて、今後も皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

## 農地を相続した時は届出を

農地を相続などで取得した場合、農業委員会へ届出が必要です。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合は、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための安定した積み立て式の公的年金です。

### ◇加入要件◇

- ・農業に年間60日以上従事
  - ・国民年金第1号被保険者
  - ・20歳以上60歳未満
- ☆農地を持っていない人、配偶者や後継者でも加入できます

### ◎農業者年金のメリット◎

- ・積み立て式で少子高齢化に強い
- ・年金は一生涯支給、80歳まで保証付き
- ・保険料の額は自由に決められます
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除対象
- ・認定農業者などの担い手の方は国から保険料の補助が受けられます

～ 詳しくは（独）農業者年金基金ホームページをご覧ください。～  
<http://www.nounen.go.jp/>

※受給者の方が引っ越しした時や亡くなった時は、届け出が必要ですので、農業委員会、もしくはお近くのJA窓口へご連絡ください。

お問い合わせ先

札幌市農業委員会事務局

Tel.011-211-3636

ホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/index.html>